**平成２１年（フ）第３４４号**
山梨県北杜市坂町長坂上条2341番地２
債務者　坂田のり子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第３９８号**
名古屋市中村区則武２丁目34番２号
債務者　天野　　寛
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２０年（フ）第５５１号**
滋賀県湖南市平松北３丁目47番地
債務者　松本　　博
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第２２６号**
大津市本丸町６番24―44号
債務者　谷　美代子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３８９号**
滋賀県守山市播磨田町1430番地２　市営住宅211号
債務者　布施　弘子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第４９２号**
滋賀県甲賀市甲南町竜法師1050番地１
債務者　岡根いずみ
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５０５号**
滋賀県甲賀市水口町山1640番地239
債務者　黒田　正志
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５１４号**
滋賀県草津市渋川２丁目１番17号
債務者　西村由美子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５１７号**
滋賀県高島市新旭町旭1046番地７、前住所滋賀県高島郡新旭町大字旭811番地
債務者　竹中　　徹
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５２７号**
大津市苗鹿１丁目12番10号
債務者　東　　健二
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５４２号**
滋賀県守山市今浜町2501番地２
債務者　今井　正彦
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５５３号**
滋賀県草津市北山田町66番地１　ベルパーク北山田202号、前住所滋賀県草津市追分町125番地の５
債務者　吉岡久美代
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５５９号**
大津市真野１丁目28番12号
債務者　吉松　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第２８５号**
兵庫県姫路市城東町毘沙門31番地　雇用促進住宅城東宿舎１棟403号
債務者　富岡美奈子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第５４２号**
兵庫県姫路市広畑区京見町31番地20
債務者　守岡　孔美
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第５６０号**
兵庫県姫路市飾磨区英賀東町１丁目59番地
債務者　松尾　武司
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第５６２号**
兵庫県加古川市平岡町中野136番地
債務者　中作　末広
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部